

# 退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第10表  
(平成21年4月分以降用)

## 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	30・7・6	退職金	40,000,000 <sup>円</sup>	国税 花子
〃	〃	30・7・6	功労金	5,000,000	〃
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

## 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の(A)の〕 法定相続人の数 (500万円 × 3人 により計算した金額を右の(A)に記入します。)		(A) 円 15,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当 などの金額	② 非課税金額 (A × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$ )	③ 課税金額 (①-②)
国税 花子	45,000,000 <sup>円</sup>	15,000,000 <sup>円</sup>	30,000,000 <sup>円</sup>
合計	(B) 45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 (B)の金額が(A)の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平30.7)

(資4-20-11-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

### 相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

各欄の記入に当たっては、95ページ「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」によります。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	① 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
	分割の日	30・8・17	・	・

種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量		価額	分割が確定した財産	
				単価	数		取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	宅地	自用 地 (居住用)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	165.00㎡	1	12,870,000	国税 花子 (持分1/2)	6,435,000
							国税 一郎 (持分1/2)	6,435,000
〃	〃	貸家 建付地	春日部市〇〇〇 3丁目5番17号	150.00㎡	1	30,810,000	国税 花子	30,810,000
〃	〃	貸家 建付地	文京区〇〇 1丁目3番5号	150.00㎡	236.340	35,451,000	国税 花子	35,451,000
〃	〃	自用 地 (未利用地)	春日部市〇〇〇 2丁目3番4号	150.00㎡	280.000	42,000,000	〃 (持分2/3)	28,000,000
							税務 幸子 (持分1/3)	14,000,000
〃	〃	貸家 建付地	春日部市〇〇 1丁目1番	1,125.00㎡	237.500	8,550,000	〃	8,550,000
	(小計)					(129,681,000)		
〃	山林	普通山林	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇13番2	30,000.00㎡	15	3,617,100	国税 一郎	3,617,100
	(小計)					(3,617,100)		
((計))						((133,298,100))		
家屋	家屋(鉄コ 2・居宅)	自 用 家 屋	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	120.00㎡	1.0	3,874,960	国税 花子	3,874,960
〃	家屋(鉄コ 2・店舗)	貸 家	春日部市〇〇〇 3丁目5番17号	93.00㎡	0.7	2,372,489	〃	2,372,489
〃	家屋(鉄コ 3・店舗)	〃	文京区〇〇 1丁目3番5号	184.50㎡	0.7	5,983,601	〃	5,983,601
〃	家屋(鉄コ 10・居宅)	〃	春日部市〇〇 1丁目1番(101号)	72.50㎡	0.7	12,044,900	税務 幸子	12,044,900
	(小計)					((24,275,950))		
有価証券	特定同族会社の株式 (配当還元方式)株〇〇		春日部市〇〇 3丁目×番×号	1,000株	50	50,000	国税 花子	50,000
	(小計)					(50,000)		
〃	特定同族会社の株式 (その他の方式)〇〇商事株		文京区〇〇 1丁目3番5号	5,000株	13,800	69,000,000	国税 花子	69,000,000
	(小計)					(69,000,000)		

合計表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)						
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②							
	各人の取得財産の価額 (①+②) ③							

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。  
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

第11表(平30.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

第11表 (平成21年4月分以降用)

# 相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表  
(平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税がかかるものについての明細を記入します。									
遺産の分割状況		区 分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割				
		分 割 の 日	.	.	.				
財 産 の 明 細						分割が確定した財産			
種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数 量 単 価		価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の 価 額	
				固 定 資 産 税 評 価 額	倍 数			円	円
有価証券	上記以外の株式	〇〇建設株	△△証券 春日部支店	10,000株	783円	7,830,000円	国税 花子	7,830,000円	
〃	〃	〇〇石油株	〃	5,000株	719円	3,595,000円	国税 一郎	3,595,000円	
〃	〃	〇〇電鉄株	〃	10,000株	556円	5,560,000円	〃	5,560,000円	
〃	〃	〇〇電力株	〃	5,000株	2,820円	14,100,000円	税務 幸子	14,100,000円	
	(小計)					(31,085,000)			
〃	公債	10年利付国債 第×××回	〃			3,158,700	税務 幸子	3,158,700	
〃	社債	一般事業債〇〇 第×回第×号	〃			3,432,000	〃	3,432,000	
	(小計)					(6,590,700)			
〃	証券投資信託 の受益証券	〇〇投資 〇〇ファンド	〃	200口	8,310円	1,662,000	税務 幸子	1,662,000	
〃	貸付信託の 受益証券	〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回	〇〇信託銀行 △△支店			5,240,700	国税 一郎	5,240,700	
	(小計)					(6,902,700)			
	((計))					((113,628,400))			
現金預貯金等	現金		春日部市〇〇〇 3丁目5番16号			450,000	国税 花子	450,000	
〃	普通預金		〇〇銀行 〇〇支店			2,344,900	〃	2,344,900	
〃	定期預金		〃			38,113,910	国税 一郎	38,113,910	
〃	〃		〃			21,609,700	国税 花子	21,609,700	
〃	普通預金		××銀行 ××支店			3,676,701	国税 一郎	3,676,701	
〃	定期預金		〃			31,084,132	税務 幸子	31,084,132	
〃	普通預金		Bank of 〇〇 ×× Branch	\$20,800	105	2,184,000	国税 花子	2,184,000	
	((計))					((99,463,343))			
合 計 表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)						
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②							
	各人の取得財産の 価額 (①+②)	③							

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

# 相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表  
(平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況		区 分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割			
		分 割 の 日	.	.	.			
財 産 の 明 細								
種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数 量 単 価		価 額	分割が確定した財産	
				固定資産税 評 価 額	倍 数		取得した人の 氏 名	取得財産の 価 額
家庭用 財産		家具等一式	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		円	2,500,000	国税 花子	2,500,000
	(計)					((2,500,000))		
その他 の財産		生命保険 金等				35,750,657	国税 一郎	35,750,657
		〃				24,646,951	税務 幸子	24,646,951
	(小計)					(60,397,608)		
		退職手当 金等				30,000,000	国税 花子	30,000,000
	(小計)					(30,000,000)		
		立木	ひのき 65年生	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇13番2	3ha 1,011,000 0.85	2,578,050	国税 一郎	2,578,050
	(小計)					(2,578,050)		
		その他	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		24,500,000	国税 一郎	24,500,000
			未収家賃 (〇〇商事株)	文京区〇〇 1丁目3番5号		538,350	国税 花子	538,350
			絵画 (〇〇作××他)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	3点 (別紙のとおり)	7,212,350	〃	7,212,350
	(小計)					(32,250,700)		
	(計)					((125,226,358))		
	[[合計]]					[[498,392,151]]		
合 計 表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子		
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②							
	各人の取得財産の 価額 (①+②) ③	円	円	円	円	円		

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に0.85と記入します。  
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとして計算される金額を記入します。

第11表(平30.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

第11の2表  
(平成24年4月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)	⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額)	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税 一郎	平成26年分	春日部税務署	24,626,035 <sup>円</sup>		
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)	国税 一郎			
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	24,626,035 <sup>円</sup>	24,626,035 <sup>円</sup>			
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。  
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。  
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②欄にそれぞれ転記します。  
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	国税 一郎	26-5-14	有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)〇〇商事株		文京区〇〇1丁目3番5号	2,000株	14,624,000 <sup>円</sup>
1	〃	26-5-14	現金預貯金		定期預金	〇〇銀行〇〇支店		10,002,035

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。  
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3545

被相続人 国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。  
 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

1 特例の適用にあたっての同意  
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。  
 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名 国税 花子 国税 一郎 税務 幸子

(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。  
 2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。

2 小規模宅地等の明細  
 この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取引した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。  
 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。  
 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	② 所在地番	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積	⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{⑤}{③}$ )の価額	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)
1	① 国税 花子 ( )	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	③ 〇〇〇〇82.5〇〇〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	④ 〇〇〇〇〇〇321750000 円	⑤ 〇82.5〇〇〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	⑥ 〇〇〇〇〇〇321750000 円	⑦ 〇〇〇〇〇〇257400000 円	⑧ 〇〇〇〇〇〇64350000 円
	① 国税 一郎 ( )	② 同上	③ 〇〇〇〇82.5〇〇〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	④ 〇〇〇〇〇〇321750000 円	⑤ 〇82.5〇〇〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	⑥ 〇〇〇〇〇〇321750000 円	⑦ 〇〇〇〇〇〇257400000 円	⑧ 〇〇〇〇〇〇64350000 円
	④ 国税 花子 ( 貸家 )	② 春日部市〇〇〇3丁目5番17号	③ 〇〇〇〇150.〇〇〇〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	④ 〇〇〇〇〇〇462150000 円	⑤ 100.〇〇〇〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	⑥ 〇〇〇〇〇〇308100000 円	⑦ 〇〇〇〇〇〇154050000 円	⑧ 〇〇〇〇〇〇308100000 円
	④ 〇〇〇〇〇〇462150000 円							

(注) 1 ①欄の「( )」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。  
 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸賃割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表)を作成します。  
 3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。  
 4 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。

○ 「限度面積要件」の判定  
 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等		
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	165 m <sup>2</sup>	〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
⑪ イ 限度面積	〔①の⑩の面積〕 〇〇〇〇 m <sup>2</sup> ≤ 330m <sup>2</sup>	〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 〇〇〇〇 m <sup>2</sup> ≤ 400m <sup>2</sup>		
⑫ 口 限度面積	〔①の⑩の面積〕 165 m <sup>2</sup> × $\frac{200}{330}$	〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 〇〇〇〇 m <sup>2</sup> × $\frac{200}{400}$		〔④の⑩の面積〕 100 m <sup>2</sup> ≤ 200m <sup>2</sup>

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(イ又は口)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務署整理欄 年分 〇〇〇〇 名簿番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 申告年月日 〇〇〇〇 一連番号 〇〇〇〇 グループ番号 〇〇 補完 〇〇

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第11・11の2表の付表1

平成27年分以降用

「⑨減額割合」を乗じて計算します。

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人 国税 太郎

第11・11の2表の付表1（別表）（平成27年分以降用）

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。  
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合  
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合  
 （注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額  
 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。  
 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。  
 (2) 上記2に該当する場合には、⑩欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	①宅地等の面積	165㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時に継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 165	⑫ 64,350,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額  
 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。  
 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。  
 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。  
 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。  
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。  
 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	国税 花子		⑩持分割合	1/2		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1 - 2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×④	⑧×④				
B	③×④	⑨×④				
C	④×④	⑩×④				
D	⑤×④	⑪×④				
E	⑥×④ 82.5	⑫×④ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	⑦×④	⑬×④				

宅地等の取得者氏名	国税 一郎		⑩持分割合	1/2		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1 - 2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑮	⑧×⑮				
B	③×⑮	⑨×⑮				
C	④×⑮	⑩×⑮				
D	⑤×⑮	⑪×⑮				
E	⑥×⑮ 82.5	⑫×⑮ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	⑦×⑮	⑬×⑮				

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄及び④欄に記入します。

(資4-20-12-3-5-A4統一)

この明細は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に作成します。

**小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書**

被相続人

第11・11の2表の付表2（平成27年分以降用）

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となりうる財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

**1 特例の適用にあたっての同意**  
 (注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

**2 特例の適用を受ける財産の明細**  
 (注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細  
 第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。  
 (2) 特定受贈同族会社株式会社等である選択特定事業用資産の明細  
 第11・11の2表の付表3のとおり。  
 (3) 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細  
 第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

**3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算**  
 この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	200㎡又は400㎡	㎡	㎡

(注)「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により③欄「特例適用残面積」を計算します。

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の等々に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。  
 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。  
 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 又は $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)
円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。  
 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 」により計算します。  
 3 特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例を適用した場合(併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$ 」により計算します。